明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

	危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習については、普通自動車を用い、届出自動車教習所のコースにおいて行うこと。	
［略］		
高速自動車国道等における普通自動車の安全な運転に必要な技能	普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあっては高速自動車国道等において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
［略］		

備考

一　［略］

二　教習は、仮免許を現に受けている者に対し行うものとする。

［三～五　略］

6　［略］

7　［略］

8　令第三十三条の六第四項第一号ハの規定による指定の基準（大型自動車第二種免許（以下「大型二種免許」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

［一・二　略］

三　次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
［略］		
路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能	一　バス型の大型自動車、バス型の中型自動車又は普通自動車を用いて行うこと。ただし、バス型の大型自動車、バス型の中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあっては、凍結路面教習を行うことができる設備を併せ用いて行うこと（教習を行う路面の状態により当該設備を用いなくても凍結路面教習を行うことができると認められる場合を除く。）。 二　バス型の大型自動車、バス型の中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあっては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上

	危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習については、専ら人を運搬する構造の普通自動車を用い、届出自動車教習所のコースにおいて行うこと。	
［同上］		
高速自動車国道及び自動車専用道路（以下「高速自動車国道等」という。）における普通自動車の安全な運転に必要な技能	普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあっては高速自動車国道等において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
［同上］		

備考

一　［同上］

二　教習は、仮運転免許を現に受けている者に対し行うものとする。

［三～五　同上］

5　［同上］

6　［同上］

7　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
［同上］		
路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能	一　バス型の大型自動車、バス型の中型自動車又は普通自動車を用いて行うこと。ただし、バス型の大型自動車、バス型の中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあっては、凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができる設備を併せ用いて行うこと（教習を行う路面の状態により当該設備を用いなくても凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができると認められる場合を除く。）。 二　バス型の大型自動車、バス型の中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあっては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上